

政治資金監査に関する研修実施要領及び政治資金監査実務に関するフォローアップ研修実施要領の改正について（案）

1 改正（案）の内容

- (1) 政治資金監査に関する研修実施要領（平成２０年１２月１０日政治資金適正化委員会決定）を資料４－２のとおり改正する。
- (2) 政治資金監査実務に関するフォローアップ研修実施要領（平成２６年３月２８日政治資金適正化委員会決定）を資料４－３のとおり改正する。

2 改正の理由

政治資金規正法の改正を踏まえて講義内容が増加することが見込まれる一方で、講義時間を大幅に伸ばすことは難しいものと考えられることから、講義時間を確保するため、小テストの実施を取りやめるもの。

また、税理士の研修受講義務に係る研修時間への算入手続が変更されたことに伴い、研修申込書の所要の改正を行うもの等。

なお、本改正は、令和７年４月１日に施行することとする。